

青森県報

第五百八十号

令和五年
三月一日
(水曜日)

目次

告示

- 生活保護法による医療機関の指定……………(健康福祉政策課) ……一
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………(同) ……一
- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(障害福祉課) ……一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………(同) ……二
- 建築物に関する中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定……………(建築住宅課) ……二
- 肥料登録の失効……………(食の安全・安心推進課) ……三

告示

青森県告示第百一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和五年三月一日

青森県知事 三村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日
ハッピー調剤薬局つがる木造店	つがる市木造字浮巢五一の一	令和 四・二・一

青森県告示第百二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)以下「例による生活保護法」という。第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和五年三月一日

青森県知事 三村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日
ハッピー調剤薬局つがる木造店	つがる市木造字浮巢五一の一	令和 四・二・一

青森県告示第百三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

令和五年三月一日

青森県知事 三村 申 吾

指定障害福祉サービス業者	名称 社会福祉法人抱民舎	主たる事務所の所在地 弘前市大字高屋字安田七三五の三	障害福祉サービスの種類 就労移行支援	障害福祉サービス事業を行う事業所 名称 クレッシェンド	所在地 弘前市大字藤代字平田一四の二	廃止年月日 令和五・三・三
--------------	-----------------	-------------------------------	-----------------------	-----------------------------------	-----------------------	------------------

青森県告示第百四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和五年三月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称 あずまし薬局早稲田ドライブスルー店	所在地 弘前市大字早稲田二丁目七の四	指定年月日 令和五・三・一
-------------------------	-----------------------	------------------

青森県告示第百五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号。以下「法」という。）第七条の三第一項第二号及び第六項の規定により、建築物に関する中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定する。

令和五年三月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 中間検査を行う区域 青森県の区域（青森市、弘前市及び八戸市の区域を除く。）
- 二 中間検査を行う期間 令和五年四月一日から令和八年三月三十一日まで

三 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模 木造、組積造、補強コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物（法第十八条第二項の規定による通知に係る建築物、法第六十八条の二十第一項に規定する認証型式部材等である建築物及び法八十五条の規定の適用を受ける建築物を除く。）のうち、次の表の上欄に掲げる用途に供する建築物で当該下欄に掲げる規模のものとする。

用途	規模
1 劇場、映画館又は演芸場	その用途に供する部分が三階以上の階にあるもの（床面積が百平方メートル以下のものを除く。以下この表において同じ。）、その用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの又は主階が一階にないもの（その用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートル以下のものを除く。）
2 観覧場（屋外観覧場を除く。）、公会堂又は集会場	その用途に供する部分が三階以上の階にあるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの
3 病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、児童福祉施設等（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百十五条の三第一号に規定する児童福祉施設等をいう。）、ホテル又は旅館	その用途に供する部分が三階以上の階にあるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートル以上のもの
4 下宿、共同住宅（階数が三以上である共同住宅であって、床及びはり鉄筋を配置する工事があるものを	地階を除く階数が二以上のものであって、その用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートル以上のもの

除く。)、寄宿舎、一戸建ての住宅、長屋及び兼用住宅	5 学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	6 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗(床面積が十平方メートル以下のものを除く。)
その用途に供する部分が三階以上の階にあるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が二千平方メートル以上のもの	その用途に供する部分が三階以上の階にあるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートル以上のもの	その用途に供する部分が三階以上の階にあるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートル以上のもの

1 木造	軸組工事(枠組壁工法にあつては枠組工事、木質プレハブ工法にあつては組立工事)及び屋根工事	仕上げ工事(特定工程に係る部分の中間検査が困難となる場合は、下地工事)
2 組積造及び補強コンクリートブロック造	二階の床版(二階がない場合は、屋根版)の配筋工事	二階の床版(二階がない場合は、屋根版)のコンクリート打設工事
3 鉄骨造	二階の床版の取付工事(二階がない場合は、建方工事)	耐火被覆工事及び仕上げ工事(特定工程に係る部分の中間検査が困難となる場合は、下地工事)

四 指定する特定工程及び特定工程後の工程 次の表の上欄に掲げる建築物の構造の区分に応じ、同表の中欄及び下欄に掲げる工程とする。

4 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造	二階の床版(二階がない場合は、屋根版)の配筋工事又は取付工事	二階の床版(二階がない場合は、屋根版)のコンクリート打設工事
--------------------------	--------------------------------	--------------------------------

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行し、同日以後に法第六条第一項及び第六条の二第一項の規定による確認の申請がされた建築物について適用する。

公 告

肥料登録の失効

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十四条の規定により次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和五年三月一日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号 青森県第 三三八号	肥料の種類 肉骨粉	肥料の名称 チキンミール	保証成分量 (パーセント) 窒素全量 〇・四 りん酸全量 七・一	その他の 規格 該当なし	生産業者の氏 名又は名称及 び住所 プライフーズ 株式会社 八戸市北白山 台二丁目六の 三〇
----------------------	--------------	-----------------	---	--------------------	---

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円